会津若松市

農業委員会だより

平成30年1月
＝第56号＝
編集発行
会津若松市農業委員会
TEL 39－1351
FAX 39－1482

〔会津若松市農業の概要〕
（資料：2015年農林業センサスより）

・農家戸数　2,126戸　・農家人口　8,880人
・経営耕地面積　5,781ha　（田5,135ha・畑482ha・樹園地164ha）

青空の下　元気に育て　あいづっこ

▲神指小学校児童による稲刈り

主な内容

・新年のごあいさつ……2
・平成28年度会津若松市農地等の利用の最適化に関する改善意見への対応……3
・平成29年度会津若松市農地等の利用の最適化に関する改善意見を市長に提出……4
・新体制農業委員会活動……5
・平成29年度県下農業委員会大会開催……6
・農業委員会行政調査報告……6
・農作物作柄調査……7
・農地利用状況調査を終えて……7
・［声の広場］未来の農業を担うぼくの目、わたしの目…8～9
・「地産地消と食育」……8～9
・「第20回全国農業担い手サミットinこうち」に参加して…10
・農地中間管理事業を活用しましょう……10
・農業委員会処理件数……10
・新規就農者との対談……11
・各種お知らせ……12
・編集後記・広報部会……12

新年のごあいさつ

会津若松市長
室　井　照　平

会津若松市農業委員会長
梶　内　正　信

「旭」に向って

新年明けまして、おめでとうございます。輝かしい年を迎え、皆様のご繁栄とご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、日頃より農業委員会の業務活動に対しまして、格別のご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年の農業、農村を取り巻く諸情勢は春から低温、8月中旬からの雨と日照不足で、平成5年の冷害に似ていると言われ大変心配されましたが、稲作においては作況指数が101と公表されました。しかし、アスパラガス等においては減収となるなど厳しい情勢でもありました。

また、新農政改革等に伴う農業委員会法の改正により、農業委員等の選出方法や農地利用最適化推進委員の設置等の機構改革が行われ、担い手への農地集積、遊休農地対策、新規参入の促進が必須業務となりましたが、本市農業委員会も、昨年7月に農業委員が、8月には農地利用最適化推進委員が新たに決定し5ヶ月を経過しております。前期までは農業委員が6つの選挙区毎に活動しておりましたが、今期は地区をさらに細分化し各委員が13班に分かれ2～4名の体制で活動を行う一方、農地、利用集積推進、遊休農地対策、広報、総務の5つの部会を設置し、法の目的である生産力の増進と経営の合理化、農業の健全な発展に向けた取組みを進めています。

国際的にはTPP11協定大筋合意、EUの食品輸入規制における県産米など解除、米国とのFTA対策、輸出拡大等、グローバルの波がそこまで来ています。

国内では、原発事故に伴う風評被害への戦略策定の動きがあるものの、米の直接支払交付金の廃止、生産数量目標配分の見直し、さらには農業用ハウス内の床面をコンクリート張りにした場合の農地としての取扱いや、未相続農地の利用権設定を可能とする諸条件が示され、農地法や農業経営基盤強化促進法など通常国会において関連法を改正する方針であり、農業構造改革の足音が聞こえてくるようです。時代とともに農業も変わると言われています。

会津も今年、戊辰150周年の年、農業も節目の時なのか、物事を熟慮し、情報を収集し、状況を見極め、さらなる前進につながるよう「目をつぶり、耳を立て、目を開きたい！」

我々農業委員会は新しい思想をもち、農業関係法に基づき関係機関と一体となり、会津若松市の食料、農業、農村の活性化、振興に取り組みますので、更なるご指導、ご協力のほどお願い申し上げ新年の挨拶といたします。

力強く魅力ある農業の実現に向けて

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから本市農業の振興をはじめ市政の発展にご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の農業・農村を取り巻く環境は、本年からの米政策の転換をはじめ、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大など依然厳しい状況が続いております。

そのような中、市においては、力強く魅力ある農業の実現に向け、昨年2月に「第3次食料・農業・農村基本計画」を策定し、安全・安心な農産物の安定供給や首都圏における農産物のPRによる販路拡大、認定農業者や集落営農組織及び新規就農者などの担い手育成・確保、ICTを活用した農業の推進、多面的機能の維持・発揮への支援などの施策を展開し、農業・農村の振興を図ってまいります。

また、農業委員会法の改正により、農地等の利用最適化の積極的な推進が農業委員会の重要事務であると明確化されたところであり、農業委員会の皆様とより一層連携を深めながら、荒廃農地調査等による適正な管理指導や耕作放棄地の未然防止に努め、さらに農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地の集積・集約化を推進し、農業経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

本年が皆様にとりまして、実り多い一年になりますことを心から祈念し、新年のごあいさつといたします。

『平成28年度会津若松市農地等の利用の最適化に関する改善意見』への対応―農政部

1　担い手への支援について

●認定農業者等担い手の確保について

認定農業者の掘り起こしについては、人・農地プランの推進や農地中間管理事業、経営所得安定対策など各種事業の推進と併せて取り組んでいます。

また、経営改善計画の作成等への支援としては、市農業再生協議会において、担い手育成のコーディネーターを雇用し、戸別訪問などにより支援する予定です。

さらに、認定農業者等の能力向上については、市農業再生協議会並びに市認定農業者協議会において農業経営改善研修会を開催し、多くの認定農業者や認定新規就農者の出席をいただいているところです。

今後も、各種研修会の開催を予定しておりますので、担い手農業者の出席に向けた誘導につきましてご協力をお願いいたします。

●経営改善に向けた支援について

経営規模の拡大等につきましては、事業要望の内容に応じて国・県・市の補助事業により支援を行っています。

また、毎年秋ごろ、次年度の事業活用に向けて要望調査を行い、要望内容に応じて有利な事業の活用に向けて誘導を図っていきます。

●平成30年産米からの国による生産数量目標配分の廃止について

本市としましては、国の各種情報を農業者の皆様へ適時適切に提供していくとともに、依然として厳しい状況が続く米の需給環境に鑑み、「生産数量の目安」の提示を通じて、需要に応じた米づくりに向けた取組みを進めていく考えです。

また、米価下落時の支援策につきましては、現行の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の継続や、平成31年から新たに収入保険制度が適用されることにより対応がなされることになりますが、その他の支援策につきましては引き続き国の動向を注視しながら対応していく考えです。

さらに、引き続き水田フル活用ビジョンで掲げた方向性等を農業者の皆様と共有していくとともに、適時適切な情報提供を図りながら、需要を見据えた産地交付金の対象作物の検討や、大豆やそば、地域振興作物等の生産拡大を通じて、水田フル活用による農業経営の安定に向けた取組みを進めていきます。

2　遊休農地の解消について

これまで、所有者以外による遊休農地の解消に当たっては、近隣農地を耕作している認定農業者等担い手に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用した再生活動を働きかけてきました。

今後も、遊休農地の所在などに応じて認定農業者等に再生利用について働きかけ、遊休農地の解消と農地利用集積を推進していきます。

3　新規参入の促進について

認定新規就農者及び青年就農給付金受給者に対して、半年に1回の就農状況報告面談に加え、関係機関と連携しながら現地確認や指導を実施してきました。

さらに、今年度から国の事業内容が変更され、より交付対象者に密着したサポートを行うため、各交付対象者ごとに、県やJA、農業委員会等の関係機関及び市町村による専属担当者を配置し、年2回、訪問及び指導を実施することとなりました。本市でも、各交付対象者の営農類型に応じた専属担当者を配置し、年2回の訪問及び指導に加え、随時の相談対応など、十分なサポート体制を整備していきます。

4　農林業の営業損害賠償や風評払拭のための支援の要望について

これまでに農林業の営業損害賠償に関する要望や風評払拭のための支援についての要望を、福島県市長会や会津総合開発協議会をとおして、国や東京電力(株)に要望してきました。

今後も、国や東京電力(株)の動向を注視していくとともに、風評払拭に向けた支援策の要望についても関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

平成29年度会津若松市農地等の利用の最適化に関する改善意見を市長に提出

農業委員会では、改正農業委員会法において農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため改善意見を提出すると規定されたことから、改善意見を取りまとめました。

昨年11月7日に農業委員会長ほか4名の農業委員が市長室に赴き、担い手への農地利用集積及び遊休農地の解消、新規参入の促進等について、梶内会長から室井市長へ改善意見を手渡し、要望を行いました。また、11月10日には、市議会議長へも、改善意見内容の具現化に向けた支援の要請を行いました。

改善意見概要

1、担い手への農地利用集積について

(1)認定農業者等担い手の確保

① 担い手育成コーディネーターを活用した認定農業者の対象者の掘り起こしと、経営改善計画の作成等への支援を図ること。

② 新規就農予定者については認定就農者として育成・確保を図る一方、将来的な地域農業の担い手としての育成を図ること。

③ 今後担い手となる農業者へも、研修会・勉強会などの能力向上の機会を設けること。

また、担い手育成コーディネーターを活用するなどの方法で、経営能力の向上を図ること。

(2)担い手への支援

① 認定農業者、認定就農者等の営農を確立するため、農業機械・施設の導入に対する支援策の検討などによる負担軽減策を講じること。

② 未整備の農地については、農地集積の促進に向けた大区画基盤整備事業等の施策を講じること。

③ 水稲等土地利用型作物に対する省力化・低コスト化に向け、ICTの活用などの先進技術に関する情報提供と導入に対する支援策を講じること。

④ 農地中間管理事業の重点地域選定にあたっては、地域に十分な情報提供を行うこと。

併せて、同事業の運用にあたっては、地域の合意と出し手の希望に基づいた担い手の選定について配慮すること。

⑤ 平成30年産米より行政による生産数量目標配分が廃止されたことを受け、需給バランス・価格・在庫・販売状況などを情報提供することで、生産者が安心して需要に応じた米づくりができるような取組みを進めること。

また、10月15日現在の会津における作況指数が「101」と公表されたが、本年産米の作柄が、銘柄によっては、平年を下回っている状況にあることも考えられることから、飼料米を含め現況を把握した上で、必要に応じ対応策を検討すること。

▲市長へ改善意見提出

特に飼料用米の定着化に向けては、交付単価の水準の維持が必要と考えられることから、継続的な支援を働きかけること。

更に、米の直接支払交付金が平成30年産米より廃止されることから、生産農家の安定的な経営を図るための支援策を講じるよう国・県に働きかけること。

⑥ 米価については、原発事故発生前の水準には持ち直してきたものの、会津産米の価格はいまだ弱含みの傾向にあるため、米価の予測等の情報の速やかな提供を図ること。

⑦ 米価の動向が流動的な中で、農家所得を確保する必要があることから、会津米としても海外市場に向けた販路開拓等についての検討を行うこと。

⑧ 平成31年度より収入保険制度が実施されるが、具体的な仕組みや要件について、農業者へ周知を図るとともに、青色申告や経営管理などの研修制度を充実すること。

2、遊休農地の解消について

① 耕作放棄地再生利用緊急対策事業は、近年はその利用実績が少ないことから、事業が効率的に活用できるよう国・県に働きかけること。

② 除草、耕起、立木等の除去(抜根)が出来る民間組織・企業の募集など遊休農地再生に向けた施策を講じること。

③ 遊休農地の発生防止と解消を図る上で、多面的機能支払交付金の活用は極めて有効であることから、事務手続きの代行や委託ができるシステムを構築し、事務手続きの煩雑さを解消すること。

④ 野生鳥獣の目撃情報の増加に加え、農作物被害が深刻化している現状にあるため、防除対策と併せ有害鳥獣捕獲への対策を講じること。

3、新規参入の促進について

① 多様化する就農ニーズに対応するため、会津若松市新規就農者支援センターの指導機能を強化するとともに、農業後継者や農外参入者の資本整備に寄与すること。

② 認定就農者及び農業次世代人材投資資金受給者に対して、経営実態や達成度の把握を行い、継続的に就農が図られるよう指導すること。

③ 集落営農法人や農地所有適格法人が農村から認められた担い手として位置づけるため、特定農用地利用規程の策定と併せて誘導を進める方策を講じること。

会津若松市農業委員会の活動が全国農業新聞に掲載されましたので、ご紹介します。

「農地利用最適化へ　従来と異なる手法で体制強化　委員が主体的に活動」

会津若松市農業委員会（梶内正信会長）は、各地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が毎月集まり、農地利用の最適化などに関する情報共有や計画作りをきめ細かに行っている。地区の委員が主体的に行っているのが特徴だ。

同市農業委員会が新制度へ移行したのは今年の7月20日。同日に農業委員19名が任命され、8月1日に推進委員18名が委嘱された。従来の委員定数37人（選任委員含む）と同数である。

新制度移行前から会長だった梶内さんが新制度移行をきっかけに「従来とは異なる手法で農地利用の最適化に向けた活動体制を強化すべき」とし、管内6地区をさらに細分化して13班を編成。1班当たり2～4人体制で各地区に必ず農業委員と推進委員が入る形とした。

毎月、各班ごとに集まって向こう1カ月の活動計画を定める。計画は、①農地の利用集積・集約②遊休農地対策③新規就農対策④その他（農地パトロールや情報収集・提供活動など）に分け、それぞれ推進の対象者と推進する担当委員、活動予定日時を盛り込んでいる。

打ち合わせ日時などは各班で主体的に決めており、事務局では調整していない。土沼英幸事務局長は「事務局は農業委員・推進委員が活動しやすくなるよう、現場活動に必要な担い手などの情報提供が重要」と話す。

現場活動の結果は毎月の農業委員会総会終了後の報告会で情報共有し、記録カードを作成して情報を積み上げる。推進委員を委嘱した8月1日から9月末までの約2カ月間で、すでに500件以上の活動記録カードが事務局に集まっている。今後、活動内容や今後の対応などについて分析・検討する予定だ。

梶内会長は「農業委員会活動は上意下達では長続きしない。そのための機構改革だった。何よりも現場の農家の声をより多く伝えることがわれわれの役目。今後もしっかり農家の声に耳を傾けていきたい」と話している。

（平成29年10月27日付け全国農業新聞　支局発農業委員会ネットワーク）

新たに5部会を編成

新体制に移行したことに伴い農業委員会の部会の構成も新たな体制となり、農地法等に基づく法的業務のほか、担い手への農地の集積や遊休農地対策に取り組みます。

◎農地部会

農地転用許可申請や現況確認申請に関する現地調査、違反転用の解消指導等、主に農地法などに基づく法定業務にあたります。

◎利用集積推進部会

担い手への農地の利用集積や、農作業労働賃金、賃借料情報、担い手への農地のあっせん価格の検討などが主な業務です。

◎遊休農地対策部会

農地の利用状況調査や利用意向調査をとおして遊休農地の発生防止・解消に取り組むほか、有害鳥獣対策や新規作物の導入の検討などを行います。

◎広報部会

農業委員会だよりの編集や、全国農業新聞の普及活動、小学校の総合的な学習の時間における農業体験活動の協力などを行います。

◎総務部会

農業委員会を対象にした研修会、農業相談日の開催、市長と農業委員・農地利用最適化推進委員との懇談会、農業委員会の行政調査、農業者年金の加入推進などが主な業務です。

平成29年度 県下農業委員会大会開催

会長職務代理者
永井　茂

昨年11月14日福島市飯坂町の「パルセいいざか」にて、「平成29年度福島県下農業委員会大会」が開催されました。

県農業会議太田会長より挨拶があり、また、来賓の福島県知事の内堀氏始め、県議会議長、国会議員から祝辞を頂きました。

基調講演では、「農地利用の最適化に向けた農業委員、農地利用最適化推進委員の役割について」全国農業会議所稲垣照哉氏からお話をいただきました。事務局より、議案第1号「平成30年度政府農業予算の確保について」議案第2号「改正農業委員会法の下での活動強化に関する申し合わせ決議について」説明を受け、満場一致で採択されました。

最後は、「がんばろう三唱」で締めくくり無事大会を終了しました。

▲県下農業委員会大会

農業委員会 行政調査報告

総務部会長
渡部　晴日子

昨年の行政調査は、農業委員会が新体制に移行して初めて、農業委員会活動の一環として11月14日、15日に行いました。

1日目は、福島市のパルセいいざかで開催された平成29年度福島県下農業委員会大会に参加し、県内の農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員との交流を深めました。

2日目は、栃木県鹿沼市農業委員会の「耕作放棄地解消」の取り組みについて、15年前からの耕作放棄地を解消し農地の借り手が借りやすいように解消事業を実施するため、平成25年に農業委員全員参加による鹿沼市農地再生プロジェクト「絆」を設立し、交付金の活用により、農業委員が重機を使用し放棄地を見事にそば畑に再生した事例の調査を行いました。

また、栃木市農業委員会における「農業委員会の概要等と農地利用最適化活動」の取り組みについて説明を受け、両委員会の意見交換を行い、行政調査の全日程を終了しました。

▲鹿沼市農業委員会での研修

農作物 作柄調査

利用集積推進部会長
吉田　武幸

昨年9月4日、今年度の農地パトロールと作柄調査を実施いたしました。市内の違反転用や主要作物の作柄を農業委員、農地利用最適化推進委員全員で状況を確認、情報を共有することを目的に実施しています。

違反転用については、地元委員、事務局が継続的に所有者と協議等を行っていますが、改善がみられないのが現状です。

今年度は、地域的に発生が見受けられる雑草稲の現況について、農林事務所職員による現状の取組みと圃場を見聞し、参加者から駆除の方法や拡散を防ぐ方法など質問が相次ぎました。現在のところ、玄米への混入や等級格下げなどはないようですが、発見したら穂を抜きとり圃場外へ廃棄することが、決め手となるようです。

作柄について水稲は、8月の日照不足等により、中山間地域において、生育不良により登熟不良になるおそれが局地的に見られ、今後の天候を注視することが必要な状況でした。

他の作物については、概ね順調のようです。

▲雑草稲の実態調査

農地利用状況 調査を終えて

遊休農地対策部会長
渡部　政美

昨年、8月から9月にかけて各地区の委員によって調査を行いました。これは、遊休農地の実態をつかみ、その地権者に対して今後の対応（意向）を伺い遊休農地の解消を図ることを目的に実施するものです。

昨年の農業委員会の改選に伴い、委員会内の部会が改変され新設された遊休農地対策部会では、近年増えつつある耕作されず荒れてしまう農地を地権者の理解を得ながら解消し守って行くことを軸とした活動を行っていくものです。調査の結果につきましては、前年の調査と比較し、ほぼ横ばいの状況となりました。

この結果を受け、遊休農地解消に向けて利用意向調査と共に所有者との対話を重視して、遊休状態の解消を目指します。今後農地として耕作、また、あっせんなどが行えるよう、各地区委員微力ではありますが努めてまいりますので、農家の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

▲農地利用状況調査

未来の農業を担う ぼくの目、わたしの目

声の広場

大きくそだってね

神指小学校３年
生天目大雅（なまためたいが）さん

「この玉ねぎ、どうやって食べるとおいしいかな。」

六月にゆめのう園で玉ねぎをほったときに、ぼくはこんなことを思いました。ぼくは、玉ねぎが好きなので、カレーや肉じゃがなど、いろいろな食べ方が思いうかびました。

神指小学校では、ゆめのう園で、玉ねぎをそだてています。

でも、この玉ねぎって、どうやってそだつのかな？

そう思っていると、十月に同じゆめのう園で玉ねぎのなえを植える学習がありました。玉ねぎのなえは、とても細くて、これがあんなに大きな玉ねぎになるなんて信じられません。

ぼくは、全部で五十本ぐらい植えましたが、一本ずつ

「大きくそだて！」

と心をこめて植えることができました。この玉ねぎのなえが、きっと大きな玉ねぎにそだってくれると思います。

体験活動を通して

河東学園小学校５年
遠藤（えんどう）　蒼空（そら）さん

ぼくの学校では、毎年五年の総合学習で田植えと稲刈りの体験活動を行ってい

地産地消

「はら笑楽交」を活用した地域活性化

はら笑楽交
小檜山　悦子

平成11年に閉校となった「旧原小学校」が、平成29年7月末に「はら笑楽交」として生まれ変わりました。

湊地区に4校あった小学校は湊小学校に統合され、3校は取り壊され姿を消していく中、唯一残った学校を残したいという思いと、この学校を活用して少子高齢化や若者の地元離れを解決し、地域を活性化したいという思いが重なり、多くの支援をいただきながらいよいよオープンにこぎつけることができました。

「はら笑楽交」にはコミュニティの場として利用する交流スペースや地元農業法人の事務所のほか、地元の女性たちが真心を込めて手作り

ます。どちらも手作業での活動でした。やってみて感じたことは作業の大変さです。教えてくださった農家の方は、今は機械があるから楽になったと話されていました。それでも二通りの作業が終わるまで数日かかると話されていたので、とても大変だなと思いました。昔も今も、家族やみんなのために苦労をしてお米を育てていることがよくわかりました。苗一本、もみ一粒もむだにしないで大切にしている姿がとても心に残りました。

ぼくの家でも米作りをしています。祖父が中心になり、祖母、父が作業をしています。ぼくも兄達と稲刈りの手伝いをしたことがあります。その時は稲を運んで楽しかったという思い出が残っています。総合学習で仕事の大変さがよく分かったので、今度は祖父達の手伝いを進んでしたいと思います。

職業体験から学んだこと

若松第三中学校３年
歌川（うたがわ）　重樹（しげき）さん

去年の夏、職業体験で、農家の手伝いを体験させていただいた。豚の世話という、とても貴重な体験なので、とても楽しみだったが、やはり楽なものではなかった。四千頭という圧倒的な豚の数。三人で一つの豚舎の清掃をするだけでも、かなりの重労働だった。また、衛生管理も厳重だった。履いている長靴も、消毒を何回も行った。豚は病気に弱いため、少しでも病気にかかってしまうと、その豚全てを処分しなければならないからだ。さらに、埃の対策として、豚舎のクモの巣をとる作業も体験した。私たちが普段何気なく食べている豚も、裏では大変な作業が数知れず行われている。これは、どの農業でもそうなのだろう。だからこそ、その人たちの苦労、なによりも、命をいただいていることに感謝しなければならないと感じた。

している湊の伝統料理「豆富もち」や、地元で採れた野菜、ソバなどを提供する「カフェはら笑（しょう）」があります。

カフェは毎週日曜日のみの営業ですが、地域内外から来るお客様に多くの刺激を受けながら、みんな生き生きと活動しています。

この「はら笑楽交」を核に、カフェ営業やイベント開催など様々な活動を通じて、今後も地域の活性化を図っていきたいと考えています。

ぜひ一度「はら笑楽交」に足を運んでいただけたら幸いです。

「第20回全国農業担い手サミットinこうち」に参加して

農地部会長　佐々木　隆　夫

〝集え！担い手　動き出せ未来へ〟をテーマに「第20回全国農業担い手サミットinこうち」は、10月24日、25日の両日、高知市を主会場にして開催されました。

初日の全体会は、春野総合運動公園体育館に認定農業者など2千2百余名が全国から集い、皇太子ご夫妻をお迎えして開かれました。

開会後、平成29年度全国優良経営体表彰の農林水産大臣表彰式があり、8経営体が表彰されました。その後、地元担い手のメッセージやパネルトークがあり、最後にサミット宣言の採択・唱和をして各交流会場へ移動し、交流をしました。

2日目は、中山間地域の須崎地域にて研修しましたが、担い手育成や6次化を進める為に、行政と民間の連携支援に注力しているとの事で、当地でも体制作りが必要であると感じました。

全国農業担い手サミットinこうち

農地中間管理事業を活用しましょう

○農地中間管理機構とは、平成26年に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。

○農地中間管理機構はこのようなときに活用できます。

・リタイアするので農地を貸したいとき

・経営規模を拡大したいので農地を借りたいとき

・新規就農するので農地を借りたいとき

○農地中間管理機構に農地を貸したい方、機構から借りたい方は、会津若松市農業再生協議会、農業委員会事務局までお問い合わせください。

※会津若松市農業再生協議会
（市農政課℡39－1253）
農業委員会事務局
（℡39－1351）

農地中間管理事業のイメージ図

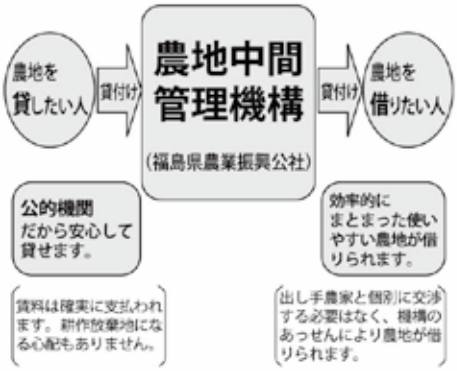

農業委員会処理件数（29年1月～12月）

（単位：件）

内容 ＼ 地区名	若松	北会津	河東	合計
農地法第3条　農地の売買・賃貸借等	32	11	7	50
農地法第4条　（県知事許可分）　市街化調整区域の自己転用	1	0	1	2
農地法第4条　（市農業委員会長届出）　市街化区域の自己転用	9	0	0	9
農地法第5条　（県知事許可分）　市街化調整区域の転用売買・賃貸借	10	2	3	15
農地法第5条　（市農業委員会長届出）　市街化区域の転用売買・賃貸借	41	7	5	53
農業経営基盤強化促進法による農地の売買　（担い手への農地集積）	5	5	0	10
農業経営基盤強化促進法による農地の貸借　（担い手への農地集積）	294	146	130	570
合計	392	171	146	709

新規就農者との対談

首都圏よりUターンし、地元門田町で新規就農してから1年ほどになる渡部信さんをお迎えし、農業委員会長と対談しました。その内容をお伝えします。

―就農するきっかけは

A 首都圏で働いていましたが、震災の風評被害のため会津の農産物が評価されないことに、悔しい思いをしました。両親が高齢なことや農家の長男という立場もあり、家業である農業を継ぐため、会津に戻って来ました。

―みしらず柿の栽培を選択した理由は

A 両親は専業農家で、50年以上みしらず柿の栽培をしています。

御山のみしらず柿を絶やすわけにはいかない。みしらず柿はやめるわけにはいかないという強い思いが湧いてきたからです。

梶内　会長

―就農してから1年ほどが経過しましたが現在の状況は心掛けていることはどんなことですか

A 今年の収穫は地区の選果場に350kg、インターネット販売で5kg／箱を150kgほどでした。作物なので駄目にしない、自分に負けない、さぼらないように心掛けています。

―どのようにして経営面積を増やしていったのですか

A 当初の2反は、農家である父親の繋がりを生かして、近隣の方から農地を借りることができました。

農業委員会のあっせんによって農地を借りることができ、来年に向けての規模拡大につながりました。

自分だけではできなかったと思います。支援してくれた農業委員会、農政課には感謝しています。

父親も言っていましたが、新規就農者への対応が手厚くなっているのでありがたい。アドバイスや情報を提供してくれる窓口がある。貴重な情報や知識を教えてもらいました。これからも継続してお願いしたいと思います。

―今後の目標をお聞かせください

A 産地を守るため、果樹園の不耕作地を無くしたいです。離農していく人の農地を借り、農地をそのまま活用して、みしらず柿を続けていきたいと思っています。

今は、農地を借りて果樹栽培を行っていますが、いずれ両親の農業を引き継ぐことになっても借りた農地を投げ出したりはしません。

渡部　信さん

一人ではできないほどの規模になれば、将来は自分で果樹経営をやりたいと考えているような、やる気のある人を雇用して、仕事を任せられるようになれば、暖簾分けしていきたいと考えています。

―10年後の自分はどんな風になっていると思いますか

A お客さんから自分の名前を指定して買ってもらえる、そんな果樹農家になりたいです。

農業は、個人事業です。自分が全ての責任を負いながらも、先輩方との接点を持って、助け合いながら一生やる仕事。

手本が周りにいっぱいいるので、市内の果樹農家との繋がりを大切にしながら、積極的に熱意を持って、一生懸命やっていく決意です。

お忙しい中、ありがとうございました

◎農地法等の許可申請は余裕をもって！

□農地法等の許可申請は、原則として毎月５日（土、日、祝日の場合は翌日）締め切りです。
申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。

□申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。
事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようにお願いします。
なお、30a以上の転用許可申請については、一般社団法人福島県農業会議に意見を聴く必要があるため、早めの協議をお願いします。
※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。
（詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。）

農業委員会総会の議事録・農業委員会活動計画は、事務局又は市ホームページにて閲覧することができます。

簡単・安心・税控除　農地を貸したい方、売りたい方は、農業委員会へご相談ください！

農業委員会では、

▼適切な借り手・買い手をあっせんします。

▼農業委員会を通すことにより安心して貸せます。
「正式に農地を貸すと、返してもらえなくなるのでは…」と思われていませんか？現在の制度では正式な手続きを行えば、貸付期限がくれば確実に農地の権原が戻ります。
個人的な契約はトラブルのもとになることがあります。

▼農業委員会のあっせんなどにより担い手農家へ農地を売ると、譲渡所得の800万円控除の制度があります。また、所有権移転登記も嘱託により、農業委員会で行います。

農業相談日のご案内

農地や農業全般についての相談をお受けします。秘密は厳守しますのでお気軽においでください。

○開催日　原則として毎月第２水曜日（５月・10月を除く）
○時　間　午後１時30分～４時00分
○場　所　農業委員会事務局内「会長室」
○対応者　農業委員及び農地利用最適化推進委員
※農業委員・農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられています。

全国農業新聞

読んでみませんか？農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週刊の農業総合専門紙です。
お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。
（毎週金曜日発行：月700円）

編集後記

広報部会長　吉田　和明

平成28年4月から農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、平成29年8月1日から会津若松市農業委員会が新たな体制になり広報部会も新体制となりました。今後も農家の方や農業に関する事を発信編集していきたいと思います。

なお、農業委員会だより発行にあたりご協力いただきました方々に、広報部会員一同厚く御礼申し上げます。

会津若松市農業委員会
広報部会
広報部会長　吉田　和明
副部会長　岩橋　近芳
部会員　大竹　健司
部会員　菊地　和友
部会員　星　貴士
部会員　大竹　和昭